
RCEP 「第12章 電子商取引」の概要

2021.12.27

みずほリサーチ&テクノロジーズ

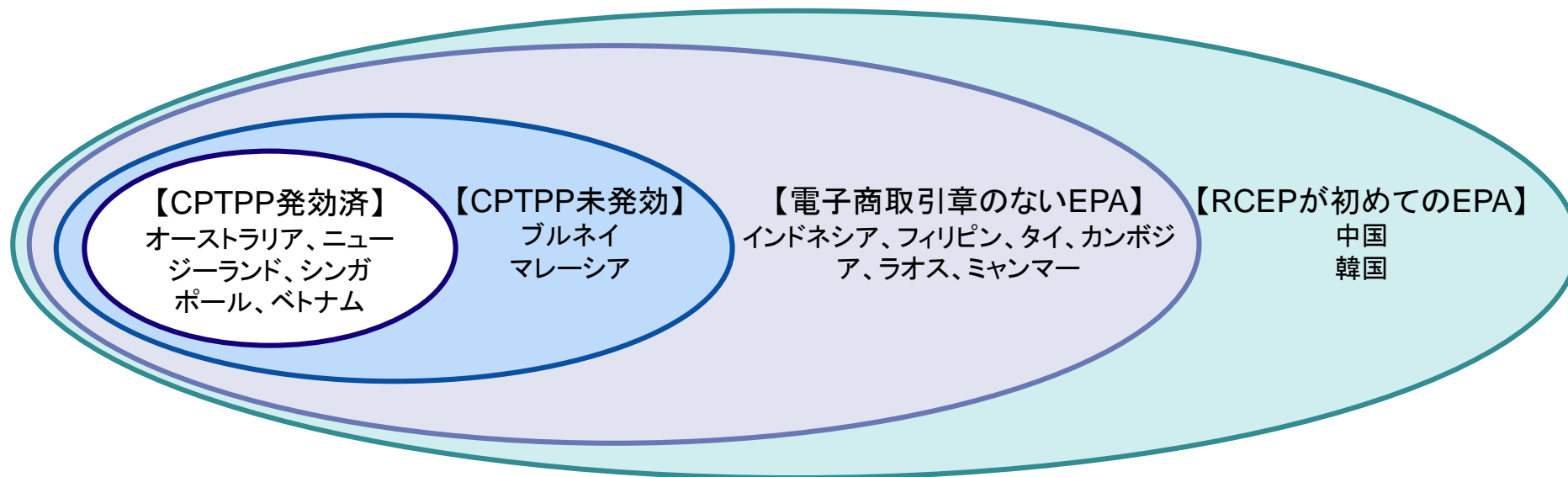
調査部 主席研究員(プリンシパル)

菅原 淳一

日本から見たRCEP電子商取引章の意義

- 日本にとり、RCEPによってアジア諸国と共通の電子商取引規律を形成、域内での電子商取引の円滑化に期待
 - － WTOにおいて電子商取引(デジタル貿易)を直接的に規律する規定がない中、地域貿易協定による電子商取引に関するルール形成を推進
 - － WTOではJSI(共同声明イニシアティブ)にて交渉中
 - 日本、オーストラリア、シンガポールが共同議長国、86カ国・地域が参加(2021年11月時点)

日本から見たRCEP締約諸国との電子商取引規律に関する関係



(出所)みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

RCEP「第12章 電子商取引」の全体像

- TPP協定の規定を土台としつつも、一部規定は盛り込まれず、また、締約国の裁量がより大きく認められている
 - 「締約国間の電子的送信に対する関税不賦課」は、現在の慣行維持が義務とされたものの、恒久化されず
 - 「デジタル・プロダクトの無差別待遇」、「ソースコードの移転・アクセス要求の禁止」等の規定がない
 - 「情報の電子的手段による国境を越える移転の自由」、「コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止」では、公共政策例外、安全保障例外に関する締約国の裁量が大い
 - 本章は紛争解決手続の対象外、意見の相違は協議及びRCEP合同委員会への付託によって解決が図られる
- TPP交渉時からの電子商取引のあり方の変化(技術進歩、電子商取引の普及、消費者保護の強化等)を反映した規定もみられる
 - 「オンラインの消費者の保護」、「オンラインの個人情報の保護」、「要求されていない商業上の電子メッセージ」

「第12章 電子商取引」の構成

第A節 一般規定

- 第12.1条 定義
- 第12.2条 原則及び目的
- 第12.3条 適用範囲
- 第12.4条 協力

第B節 貿易円滑化

- 第12.5条 貿易に係る文書の電子化
- 第12.6条 電子認証及び電子署名

第C節 電子商取引に資する環境の醸成

- 第12.7条 オンラインの消費者の保護
- 第12.8条 オンラインの個人情報の保護
- 第12.9条 要求されていない商業上の電子メッセージ

第12.10条 国内規制の枠組み

- 第12.11条 関税
- 第12.12条 透明性
- 第12.13条 サイバーセキュリティ

第D節 国境を越える電子商取引の促進

- 第12.14条 コンピュータ関連設備の設置
- 第12.15条 情報の電子的手段による国境を越える移転

第E節 他の規定

- 第12.16条 電子商取引に関する対話
- 第12.17条 紛争の解決

(出所)RCEP第12章協定より抜粋

第12.1条 定義

- 本章で用いられる4つの用語を定義
 - TPP(第14.1条)、日米デジタル貿易協定(以下、JUD)第1条、ASEAN電子商取引協定(以下、ASEAN協定)第1条、日EU・EPA第8.71条と比べ大差ないが、技術の進歩を考慮した点もみられる

「コンピュータ関連設備」

「商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置」
(TPP/JUD/ASEAN協定と同一)

「対象者」

「金融機関」、「公的機関」、「金融サービス提供者」を含まない(金融サービス除外はTPPと同じ)

「電子認証」

「電子的手段による記述又は主張が信頼できるものであることについての確信の水準を決定するために当該記述又は主張を照合し、又は検証する処理」(ASEAN協定とほぼ同一)

「電子的な通信又は取引の当事者の同一性を検証し、及び電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為」(TPP/JUD/日EU)

「要求されていない商業上の電子メッセージ」

「受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージ」(TPP/JUDとほぼ同一)

(注)「締約国は、一又は二以上の送付の態様(ショート・メッセージ・サービス(SMS)及び電子メールを含む。)によって送付される要求されていない商業上の電子メッセージについてこの定義を適用することができる。(略)」

第12.2条 原則及び目的

- 第1項は、原則として、以下の3点を締約国が認識すると規定
 - ①電子商取引がもたらす経済的な成長及び機会
 - ②電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性
 - ③電子商取引の発展及び利用を円滑にすることの重要性

— TPPにおいてもほぼ同様の文言で「適用範囲及び一般規定」(第14.2条第1項)において規定

- 第2項は、本章の規定の3つの目的を規定
 - (a)締約国間の電子商取引を促進し、及び電子商取引の一層広範な利用を世界的に促進すること
 - (b)電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること
 - (c)電子商取引の発展に関する締約国間の協力を促進すること

— TPPには「目的」を定めた規定はない

— ASEAN協定(第2条)では、以下の3つの目的を規定

 - (a)ASEAN域内の越境電子商取引を円滑にすること
 - (b)ASEAN域内における電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること
 - (c)ASEAN域内における包摂的成長を促進し、発展の格差を縮小するために、電子商取引の利用をさらに発展させ、強化するための加盟国間の協力を深化させること

第12.3条 適用範囲

- 第1項は、適用範囲として、「締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子商取引に影響を及ぼすもの」と規定
 - ASEAN協定(第3条第1項)とほぼ同文(いずれの協定にも、「電子商取引」の定義はない)
 - TPP(第14.2条第2項)/JUD(第2条第1項)/日EU(第8.70条第4項)は、「電子的手段による貿易(trade by electronic means)に影響を及ぼすもの」と規定

- 第2項は、本章は政府調達には適用されないことを規定
 - TPP(第14.2条第3項(a))/JUD(第2条第2項(a))/ASEAN協定(第3条第2項)も政府調達を除外

- 第3項は、「締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置(当該情報の収集に関連する措置を含む。)」については本章を適用しないと規定
 - TPP(第14.2条第3項(b))/JUDJUD(第2条第2項(c))と同一文言。ただし、JUDは、「政府の公開されたデータ」(第20条)については適用除外の例外と規定

- 第4項は、「コンピュータ関連設備の設置」及び「情報の電子的手段による国境を越える移転」の規定は、サービス貿易章及び投資章における締約国の約束に従うことを規定
 - TPPにも同様の規定(第14.2条第5項及び第6項)

- 第5項は、「電子的に納入されるサービスの提供に影響を及ぼす措置」は、サービス貿易章及び投資章における締約国の約束に従うことを規定
 - TPPにも同様の規定(第14.2条第4項)

第12.4条 協力

- 第1項は、締約国間の協力について規定
 - 各締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する
 - (a) 中小企業による電子商取引利用支援
 - (b) 締約国による自国の電子商取引のための法的枠組みの実施・強化に資する協力分野の特定
 - (c) 電子商取引の課題への対処するに関する情報、経験及び最良の慣行の共有
 - (d) 産業界に対する電子商取引の利用促進のための説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すことの奨励
 - (e) 電子商取引の発展を促進するための地域的な及び多数国間の場への積極的参加
 - TPP(第14.15条)/日EU(第8.80条)と同旨(両規定は「電子政府」等に関する協力も含む)
 - RCEPでは、(d)に「説明責任及び消費者の信頼」を明記
 - ASEAN協定(第6条)では、ICTインフラや教育/テクノロジー・コンピテンシー等を協力分野として明記
- 第2項は、国際的な場における協力について規定
 - 締約国は、「国際的な場において追求される協りに係る既存の自発的活動(existing cooperation initiatives)を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力」を行うよう努めることを規定
 - TPP等にはない規定

第12.5条 貿易に係る文書の電子化

- 第1項は、ペーパーレス貿易に向けての締約国の努力義務を規定
 - 各締約国は、次のことを行う
 - (a)世界税関機構等の国際機関が合意する方式を考慮して、貿易に係る文書の電子化について定める施策の実施に向けて努力すること
 - (b)電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努めること
 - (c)貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努めること
 - 「貿易実務に係る文書」とは、「締約国が発行し、又は管理する様式であって、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるもの」(第1.2条(dd))
 - (b)及び(c)についてはTPPにも同様の規定があるが(第14.9条)、(a)に関してはTPPには規定がない。日豪EPAには同旨の規定(第13.9条)

- 第2項は、締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するために国際的な場において協力することを規定

- CLMIに対する猶予規定
 - 第1項(a)については、CLMIには協定発効後5年間の猶予
 - ただし、第4.21条の規定により、第1項(b)及び第2項についてもCLMIに協定発効後5年間の猶予
 - 同様に、第1項(c)につき、ラオスは3年、ミャンマーは5年の猶予

第12.6条 電子認証及び電子署名

- 第1項は、電子署名の法的有効性と、他の手段による署名との法的効果の同等性を認める義務を規定
 - CLMIには協定発効後5年間の猶予
- 第2項は、締約国は、電子認証のための国際的な規範を考慮して、次のことを行うと規定
 - (a) 電子的な取引の参加者が当該取引のための適当な電子認証の技術及び実施方式を決定することを許容すること
 - (b) 電子的な取引のための電子認証の技術及び実施方式の承認を限定しないこと
 - (c) 電子的な取引の参加者が当該取引について締約国の電子認証に関する法令を遵守していることを証明する機会を得ることを許容すること
- 第3項は、前項の規定にかかわらず、締約国は「特定の区分の電子的な取引について、電子認証の方式が特定の実施基準を満たし、又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる」と規定
 - 「特定の区分の電子的な取引」に関する定義はない。日豪EPAには、「高度な信頼性及び安全性が必要な取引」との文言あり
- 第4項は、「締約国は、相互運用性のある電子認証の使用を奨励する」と規定
 - 電子認証方式の差異が非関税障壁とならないよう配慮
- 第1-3項については、規定振りは異なるものの、TPP等に同旨の規定あり。第4項については同旨の規定はない
 - 日豪EPAには、国際的に受け入れられている基準に基づく電子署名の利用の奨励(第13.6条第3項)、電子署名の相互承認に向けた協力(第13.6条第4項)に関する規定がある
 - ASEAN協定には、第4項も含め、本条とほぼ同文の規定(第7条第2項)

第12.7条 オンラインの消費者の保護

- 第1項は、締約国は、「透明性があり、かつ、効果的な消費者の保護に関する措置であって電子商取引のためのもの及び消費者の信頼の向上に資する他の措置を採用し、及び維持する重要性を認識する」と規定
 - 電子商取引章を有する多くのEPAに同旨の規定

- 第2項は、「電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為」から消費者を保護する法令の維持・採用を締約国に義務付け
 - TPP(第14.7条第2項)やJUD(第14条第2項)にみられる規定
 - CLMIには協定発効後5年間の猶予
 - ASEAN協定(第7条第3項)や日豪EPA(第13.7条第1項)では、「他の形態の商取引を利用する消費者に与えられる保護と少なくとも同等の保護を与える」こととなっている

- 第3項は、締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、権限のある当局間の協力の重要性を認識すると規定
 - 電子商取引章を有する多くのEPAに同旨の規定

- 第4項は、各締約国は、電子商取引の利用者の保護に関する情報を公表し、以下を含む
 - (a) 消費者が救済を得ることができる方法
 - (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法
 - 同旨の規定は他のEPAにはみられない。TPPでは、電子商取引の利用者の個人情報の保護に関して、同旨の規定がある(第14.8条第4項)

第12.8条 オンラインの個人情報の保護

- 第1項は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用・維持することを締約国に義務付け
 - CLMIには協定発効後5年間の猶予
 - 当該法令は、個人情報保護に関する①包括的法令や②分野別法令、③「法人が負う契約上の義務の履行について定める法令」等、形式は問われない
- 第2項は、締約国は、前項の国内法令を策定する際に、「関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準」を考慮する(shall)ことを規定
 - 日豪EPA(第13.8条第2項)、ASEAN協定(第7条第5項(c))に同旨の規定。TPP(第14.8条第2項)は、「考慮すべき(should)」と規定
- 第3項は、各締約国は、電子商取引の利用者に個人情報保護に関する情報を公表し、以下を含むことを規定
 - (a) 消費者が救済を得ることができる方法、(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法
 - TPP(第14.8条第4項)では「公表すべき」と規定
- 第4項は、締約国が個人情報取扱事業者に対し、個人情報保護方針及び関連手続の公表を奨励することを義務付け
 - 同旨の規定は他のEPAにはみられない
- 第5項は、締約国は、可能な限りにおいて、他の締約国から移転される個人情報の保護のために協力することを規定
 - TPPには同旨の規定はない。JUD(第15条第4項)には、「個人情報の国境を越える流通に対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したものであることを確保することの重要性を認識する」との規定
- TPPでは、本条に該当する規定(第14.8条)は、ブルネイとベトナムにつき、「電子商取引の利用者の個人情報の保護を定める自国の法的枠組みを実施する日前にこの条の規定を適用することを要求されない」とされている
 - ASEAN協定では、すべての締約国に対し、当該猶予を規定(第7条第5項(b))

第12.9条 要求されていない商業上の電子メッセージ

- 第1項は、「要求されていない商業上の電子メッセージ」につき、締約国に以下のいずれかの採用・維持を義務付け
 - (a) 当該電子メッセージの送信者に対し、受信者が円滑に受信を停止できるようにすることを求める措置
 - (b) 自国の法令によって特定された方法により、当該電子メッセージの受信につき受信者の同意を求める措置
 - (c) その他の当該電子メッセージの最小化のための措置
 - TPP(第14.14条第1項)に同旨の規定。JUD(第16条第1項)/日EU・EPA(第8.79条第1項)は、(a)及び(b)のみを規定。(c)を認めていない
 - 日EU・EPA(第8.79条第2項)では、当該電子メッセージは受信者がいつでも無償で受信停止を求められるよう必要な情報を含んでいることを締約国は確保しなければならないとされている

- 第2項は、前項に基づく締約国の措置を遵守しない当該電子メッセージの送信者に対する措置を定めるよう締約国に義務付け
 - TPP(第14.14条第2項)/JUD(第16条第2項)/日EU・EPA(第8.79条第3項)と同旨の規定
 - CLMIには協定発効後5年、ブルネイには同3年の猶予

- 第3項は、当該電子メッセージの規制に関する締約国間の協力につき努力するよう求めている
 - TPP(第14.14条第3項)に同旨の規定
 - 日EU・EPAでは「電子商取引に関する協力」(第8.80条)についての規定で、その対象として「要求されていない商業上の電子メッセージの防止」が掲げられている(同条第2項(c))

第12.10条 国内規制の枠組み

- 第1項は、締約国に、国際的なモデル法等を考慮した電子商取引に関する国内法的枠組みの採用・維持を義務付け
 - 具体的に以下を例示
 - 1996年電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法(1996年モデル法)
 - 2005年11月23日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約(2005年条約)
 - TPP(第14.5条第1項)ではこれらの「原則に適合する」ことを求めている
 - カンボジアには協定発効後5年間の猶予
 - 日本、ミャンマー、ベトナムは、電子的手段による契約の有効性などを定めた1996年モデル法に基づく国内法整備を行ったことをUNCITRALに通報していない
 - 電子的に締結された契約等が署名によるものと同等の有効性と強制力を有することを保証する2005年条約の効力が生じているのはシンガポールのみ。フィリピン、中国、韓国は署名しているが、効力発生には至っていない
 - 日本政府は、TPPの国会承認時に、国内法制度はTPPの要件を満たしていると説明
 - ASEAN協定(第12条)は、実行可能である限り速やかに、国内法規制の維持・採用を義務付け。国際的なモデル法等の考慮を求めているが、特定のモデル法等は例示していない

- 第2項は、締約国に電子商取引に対する不必要な規制の負担の回避に努めるよう求めている
 - 電子商取引章を有する多くのEPAに同旨の規定

第12.11条 関税

- 第1項は、「締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する」ことを締約国に義務付け
- 第2項は、前項でいう「慣行」につき、「電子商取引に関する作業計画(以下、「作業計画」)に関連する2017年12月13日のWTO閣僚決定に基づくものとする」と規定
- 第3項は、「作業計画」の枠組みの中での更なる成果を考慮して、第1項に規定する自国の慣行を修正することを締約国に認めている
- 第4項は、締約国は、「作業計画」に関連する更なるWTO閣僚決定を踏まえて本条の規定を見直すことを規定
- 第5項は、第1項の関税に関する規定が、締約国が電子的な送信に対して本協定に適合的な方法で租税、手数料その他の課徴金を課することを妨げないことを確認

- 本条は、WTOにおける「電子的送信に対する関税不賦課」のモラトリアムの慣行維持を義務付けるものの、その「恒久化」ではない
 - TPP(第14.3条第1項)等では、締約国間の「電子的な送信に対して関税を課してはならない」と規定
 - 本条第3項及び第4項で、WTOでの作業を踏まえて、「慣行」の修正及び本条の規定の見直しを認めている
 - WTOでは、インドや南アフリカ等の国がモラトリアムの見直しを求めている
 - ASEAN協定には、関税に関する規定はない

第12.12条 透明性 / 第12.13条 サイバーセキュリティ

- 第12.12条第1項は、電子商取引に関連する国内措置の速やかな公表を締約国に義務付け
 - インターネット等により公に利用可能なものとする可
- 第12.12条第2項は、電子商取引に関連する国内措置につき、他の締約国からの要請への速やかな対応を締約国に義務付け

- 本協定には、電子商取引に限らないものとして、国内措置の公表に関する規定(第17.3条)、他の締約国への情報提供に関する規定(第17.4条)がある
 - ASEAN協定には、本条と同旨の規定がある(第13条)
 - TPPをはじめとする他のEPAには、本条のような電子商取引に限定した透明性の義務を定めた規定はみられない

- 第12.13条は、以下の2点につき、締約国はその重要性を認識することを規定
 - (a)コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること(最良の慣行の交換を通じたものを含む。)
 - (b)サイバーセキュリティに関連する事項について協力するために既存の協力の仕組みを利用すること

- 他のEPAにも同旨の規定
 - TPPでは(b)につき、「締約国の電子的なネットワークに影響を及ぼす悪意のある侵入又は悪意のコードの拡散を特定し、及び軽減するために協力することを目的として」と、協力の目的を明示(第14.16条)
 - JUDでは、サイバーセキュリティの脅威の進化する性質に鑑み、締約国は「定められている規制(prescriptive regulation)」よりも「危険性に基づいた方法(risk-based approaches)」の方が効果的でありうることを認識し、その採用に努め、自国企業にその利用を奨励することに努めることとされている(第19条第2項)

第12.14条 コンピュータ関連設備の設置

- 第1項は、通信の安全確保等のために、締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置をとることができることを確認
- 第2項は、締約国は、自国の領域において事業を行うための条件として、対象者に自国内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないと規定(データ・ローカライゼーション要求の禁止)
 - CLMとベトナムには協定発効後5年間の猶予、CLMIにはさらに3年間の猶予の延長が認められている
 - 定義(第12.1条(b))により、「対象者」に「金融機関」、「公的機関」及び「金融サービス提供者」は含まれない
- 第3項は、前項に適合しない措置であっても、締約国が以下の措置を採用・維持することを妨げない
 - (a)締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認める措置
 - 「当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする」
 - 「正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定する」
 - (b)締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置
 - 「他の締約国は、当該措置については、争ってはならない」
- 第1項及び第2項はTPP(第14.13条)と同旨
 - ただし、第2項につき、TPPではベトナムに猶予期間は認められていない
- 第3項は、TPP等に比べ、締約国の裁量がより広く認められている
 - (a)についても、TPPではより制限的な規定
 - (b)についても、TPPには、協定全体に関する安全保障例外の規定(第29.2条)があるが、電子商取引章に同旨の規定はない

第12.15条 情報の電子的手段による国境を越える移転

- 第1項は、締約国が情報の電子的手段による移転につき、自国の規制上の要件を課せることを確認
- 第2項は、締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならないと規定（データの越境移転の自由）
 - CLMとベトナムには協定発効後5年間の猶予、CLMIにはさらに3年間の猶予の延長が認められている
 - 定義（第12.1条(b)）により、「対象者」に「金融機関」、「公的機関」及び「金融サービス提供者」は含まれない
 - ただし、金融サービスにおける情報の移転については、金融サービス附属書第9条に規定
- 第3項は、前条第3項と同一の規定
- 前条と同じ構成
 - 第1項で締約国の規制権限につき確認、第2項で締約国の義務を規定、第3項で例外を規定
 - 第2項につき、TPPではベトナムに猶予期間は認められていない点も前条同様
- 第3項に関する留意点も同じ

第12.16条 電子商取引に関する対話

- 第1項は、(利害関係者も含む)締約国間の対話の重要性を認識すると規定し、検討事項として以下を列挙
 - (a)第12.4条で規定した協力
 - (b)現在および新たな問題
 - ①デジタル・プロダクトの待遇、②ソース・コード、③データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの、を例示
 - (c)その他の事項
 - ①反競争的行為、②オンラインでの紛争解決、③電子商取引に関連する技術の普及(自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。)を例示
- 第2項は、前項に基づく対話は、RCEP合同委員会(第18.3条第1項(j))の規定に従って実施することを規定
 - 意思決定はコンセンサス方式による等、第18章の規定に従う
- 第3項は、本協定の「一般的な見直し」(第20.8条)において、締約国は、第1項に掲げる事項及び本条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮することを規定
 - 「一般的な見直し」は5年ごとに実施
- 協定発効後も、対話を通じて本章の規定を進化させていくことを規定(「生きている協定」)
 - 第1項(b)で例示されているのは、TPP/JUD等で規定されているが、本章には盛り込まれなかった事項

第12.17条 紛争の解決

- 第1項は、本章の規定の解釈及び適用について締約国間に意見の相違がある場合には、関係する締約国は、まず、誠実に協議を行うものとし、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払うことを規定
- 第2項は、前項に基づく協議によって解決できない場合には、当該協議を行った締約国は、その問題をRCEP合同委員会に付託することができる(第18.3条)と規定
- 第3項は、本章の規定に関し、締約国は第19章(紛争解決)の規定による紛争解決を求めてはならないと規定
 - ただし、本協定の「一般的な見直し」(第20.8条)において、本章の規定への第19章の規定の適用について見直しを行うこととされている。当該見直しの完了後、その適用に合意した締約国の間で、本章の規定について第19章の規定を適用する
- 本条は、本章への紛争解決章の適用除外と、紛争解決の方法について規定
 - TPPでは、電子商取引章を紛争解決章の対象としつつ、マレーシアとベトナムに対し、協定発効後2年間、一部規定につき紛争解決章の適用除外を認めている

*本資料の意見に当たる部分は、報告者の個人的意見であり、報告者が属する組織の意見を代表するものではありません。

*本資料は、2021年12月10日時点の情報に基づき、作成されています。

◎ みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。